

## 第46回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 令和5年11月22日（水）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 [地方裁判所委員会委員]  
相澤久子、江原健志、小林寛、佐藤裕子、高橋聖明、中村昌史、廣田昌彦（五十音順、敬称略）  
[説明者]  
長野簡易裁判所庶務課長  
[事務局]  
民事部部総括裁判官、民事首席書記官、民事次席書記官、民事訟廷管理官、事務局長、事務局次長、総務課課長補佐（庶務担当）
- 4 テーマ  
民事事件における手続案内について
- 5 議 事
  - (1) 新任委員の挨拶  
佐藤裕子委員、高橋聖明委員
  - (2) 議事の進行について  
ア 本日の委員会の一般傍聴者（弁護士1名）による傍聴を承認した。  
イ 本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。
  - (3) 民事事件における手続案内について  
[説明（長野簡易裁判所庶務課長）]
  - (4) 質疑・応答  
【発言者の表示＝◎：委員長、○：委員、□：説明者、■事務局】  
説明内容を踏まえ、次のとおり意見交換等がされた。  
◎ 各委員から御意見や御質問をお願いしたい。  
○ 調停ではどのくらい成立しているのか。また、成立した内容は履行され

ているのか。

- 詳細な統計は持ち合わせていないが、肌感覚として、調停事件の約半分は成立していると思われる。
- 調停では、十分に話し合いがされた上で合意がされているため、肌感覚ではあるが、成立した調停の内容が強制執行されることはほとんどなく、履行率は高いと思われる。
- 調停がうまくいく重要な要素の一つとして、心理的な満足感があるという説明があったが、それが当事者双方に醸成されるような工夫はされているのか。
- 調停委員が時間をかけて当事者双方の話をしっかりと聴き、妥協点を探しているので、成立内容の満足度が高いと考えられる。
- ◎ 裁判の判決の場合は、第三者である裁判官が証拠と主張に基づいて判断をする形となるが、調停の場合は、当事者自身の合意であり、自らが納得した上で決めているため、結論の出し方という意味では納得感が高いと考えられる。
- 何か問題があって手続を執ろうとするとき、一般の方々はまずインターネットで検索すると思うが、市役所等が一番先に想定されるので、最初に裁判所のホームページを見る人は少ないのではと思った。また、先ほどの説明で、訴訟をする際に、法律の知識が無いと難しいという内容だったと思うが、数十万円の問題で、弁護士に依頼するとなると弁護士費用の方が高くなるのではないかと思う。
- 確かに、裁判所のホームページを見て窓口を訪れる方は少ない印象であり、弁護士のホームページを見て、裁判所の手続を利用する流れが多いと思われるし、弁護士の説明を受けて、弁護士を付けずに御自身で手続をされる方もいる。なお、長野簡易裁判所では、貸金など、比較的多い種類の申立書式を用意しているため、申立書の作成までは容易にできるものもある。

- ある地域の調停相談会では約50名の相談者が訪れていたり、行政相談窓口担当者向けの調停手続説明会も実施されていて、調停部門では当事者と裁判所の間に、より福祉的な役割を担う行政部門を入れる工夫がされているので、是非、その他の部門でも同様の取組を行ってもらえれば、市民の裁判所に対するアクセスが良くなると思われる。また、弁護士費用の方が高くなるということはなく、週3回の無料法律相談を実施している市町村もあれば、日本司法支援センター「法テラス」でも無料相談が可能な場合があったり、費用の立替制度もある。現在は、弁護士費用保険が普及していて、交通事故だけでなく、様々な事故や、離婚の際にも対応しているものもある。
- 私の所属する大学では、1階に学務係という窓口があり、学生に迅速に対応できるが、裁判所の正面玄関の窓口にいた方に手続相談はできないのか。
- 裁判所の正面玄関の窓口にいる職員は守衛という官職であり、手続案内はしていないが、来庁者の求める手続に応じて各部署に案内するなどの仕事をしている。
- 私の所属する庁でも守衛が取り次いで、担当者に連絡している。
- 相談窓口の電話番号や、実施している時間帯の告知は、どのようにされているのか。ホームページに表示されているとしたら、誰でもすぐに時間帯などが分かるようになっているか。
- 電話番号及び時間帯は裁判所のホームページに表示しているが、すぐに分かるようになってはいないかもしれない。
- 私の所属する学校では、不登校の生徒がカウンセリングを受けられるような仕組みを整えており、保護者の要望についても丁寧な対応に努めているが、その後の関係性も重要であり、心理的な満足感をお互いに醸成していけるように探っていくという先ほどのお話はとても参考になった。
- 窓口では、当事者の話をお聴きして、当事者双方で話し合いが可能である

と想定されれば、第一義的に調停手続のメリットを案内している。

- ◎ 調停手続では、裁判官である調停官のほか、弁護士や様々な職種の調停委員が、健全な常識や一般感覚も生かして、納得性の高い解決を目指しているという大きなメリットがある。

## 6 次回議題

「裁判所における防災について」

## 7 次回期日

令和6年6月6日（木）午後3時